

商業・法人登記事務の取扱いについて（お知らせ）

平成24年6月1日（金）から、津地方法務局管内（三重県内）に主たる営業所を置く会社・法人等の印鑑に関する事務（印鑑の提出・改印・廃止）、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務は、津地方法務局管内の全ての登記所で取り扱っております。

注1）商業・法人登記の登記申請の審査事務（会社設立登記，役員変更登記等）につきましては，本局（法人登記部門）のみで取り扱っています。

注2）商業・法人登記の申請，登記事項証明書及び印鑑証明書の請求は，オンライン申請（<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>）や郵送申請によっても行うことができます。

注3）現在，登記所から交付されている印鑑カードは，全国いずれの登記所でも引き続きご利用できます。

記

取扱庁	印鑑，印鑑カード，及び電子認証に関する事務の取扱対象地域	商業・法人登記の登記申請の審査事務の取扱対象地域（会社設立登記，役員変更登記等）
本局 （法人登記部門）	三重県全域	三重県全域
四日市支局	三重県全域	取り扱っておりません
伊勢支局		
松阪支局		
桑名支局		
伊賀支局		
熊野支局		
鈴鹿出張所		
尾鷲出張所		

お問い合わせ先

名 称 津地方法務局法人登記部門
 所 在 〒514-8503
 津市丸之内26-8
 電話番号 059-228-4559